

獵犬を飼育されている皆さまへ

飼い主の方には、狂犬病予防法により、「獵犬の市町への登録」「狂犬病予防注射の実施」「鑑札及び予防注射済票の装着」が義務付けられていますが、それらを果たされていない方がいます。

また、狩猟や有害捕獲などを行っている最中に獵犬がはぐれ、住民の方を襲って怪我を負わせるといった事故も発生しています。

このため、下記に留意し、飼い主の方が責任を持って管理してください。

- 獵犬の登録、予防注射の実施、鑑札・注射済票の装着をお願いします。
- 迷子対策として、飼い主の住所・氏名・連絡先が分かる札等を装着してください。また、連絡先などが分かるマイクロチップの挿入やGPS発信機の装着などに努めてください。
- 狩猟・有害捕獲などを行った当日中に、獵犬を回収してください。
- 獵犬が狩猟などに使用できなくなっても、終生飼養するようにしてください。

※獵犬は、あなたの大切なパートナーです。迷子になったり、他人に迷惑をかけることがないように、責任を持って管理してください。

担当：佐賀県生活衛生課・生産者支援課